

文官任用令改正を巡る憲政党の対応

——星亨を中心に——

神田智紀

はじめに

自由民権運動以来、日本の政党は板垣退助を首領とする自由党系と大隈重信を首領とする改進黨系の二つが主流となり、政党内閣実現を模索した。旧憲政党を結党する。そして同月大隈重信を首相に、板垣退助を内務大臣とする憲政史上初の政党内閣が実現する。

ただ、自由党系と進歩党系の間で大臣ポスト、猟官運動、選挙候補者公認を巡り対立は深刻化していた。そうした状況の中で、自由党系関東派首領で当時駐米公使であった星亨が大隈の反対を押し切り帰国すると、党内対立はさらに進み、結果として星などの工作により旧憲政党は自由党系の憲政党、改進黨系の憲政本党に再分裂する。

旧憲政党分裂により、大隈内閣も瓦解し、明治三十一年十一月には山県有朋が首相に就任した。憲政党は第二次山県内閣との提携を選択し、政治課題であった地租増徴を実現させる。この提携交渉において星は憲政党側の交渉窓口として提携を実現させた^①。

地租増徴を実現させた背景には日清戦争後の経営という政治課題を実現させなければいけない責任感もあったであろう。また憲政党側とりわけ星が政権に協力することと利益誘導をはかったとするのが有泉貞夫氏である。有泉氏の「星が利益誘導をした」^②との指摘は通説として定着している。

憲政党は明治三十二年九月頃になると東京市街鉄道敷設問題^③、横浜海面埋立事件^④により板垣退助を奉じる土佐派と星亨を首領とする関東派による党内対立が顕在化する。東京市街鉄道敷設問題と横浜海面埋立事件が党内問題となる以前にもいくつかの党内危機があった。

その一つが地租増徴問題^⑤である。地租増徴問題はこれまで支持基盤であった農民に

文官任用令改正を巡る憲政党の対応

直接的に負担を与える政策といえる。そのため第十三回議会在憲政党の有議員ら地方遊説に向かい、地租増徴への理解を得るための演説などを行った^⑥。

この時点では憲政党内の派閥による対立が見られることはなかった。そうした中、明治三十二年三月二十八日に「文官任用令改正」が勅命により出される。憲政党は表向きは猟官を放棄していたが、これにより、山県内閣との提携断絶も選択肢になってしまう。というのも、憲政党は将来的に単独での政党内閣樹立を目指していたため、官僚に大臣がコントロールされてしまう状況を生み出すことは許されなかった。

文官任用令改正問題の先行研究は大正期（山本権兵衛内閣、原敬内閣）に行われた改正や制度的な部分について中心に論じられてきた。清水唯一朗氏は「文官任用令制定の政治過程」——政官関係の制度的序説——で文官任用令施行、改正から明治国家形成期における官僚制度の成立過程を中心に論じている。

明治三十二年文官任用令改正に焦点を当てた先行研究として、半田英俊氏は「明治期における行政優位の統治システムに関する一考察」^⑦、明治三十二年文官任用令の改正を事例として——で山県有朋と彼を頂点とする官僚勢力が文官任用令改正により政党勢力の進出を阻み、行政権の優位を保った経緯を明らかにした。

伊藤之雄氏は『立憲国家と日露戦争』^⑧で伊藤氏は明治三十二年の文官任用令改正について「山県内閣が政党の官界進出を防ごうとした行為」と指摘している。また提携相手の憲政党内の動向については「提携を破棄すべしとの議論が高まり」とし「任用令が山県内閣と政党の提携にとって大きな障害となった」とした。また伊藤氏は文官任用令改正のキーマンである星の見解について「一次史料は今もところ発見されていない」とし猟官熱が高まった党内の状況を考慮し「公式には任用令・分限令について全面批判する以外道はない」と論じる^⑨。

先行研究では明治三十二年の文官任用令改正をめぐる山県内閣と憲政党との提携問題について焦点を当てて論じられることがなかった。伊藤氏が憲政党の動向について焦点を当てたものの、詳細に論じているとは言いがたい。文官任用令改正は山県内閣と憲政党の提携を揺るがしかねない重大な問題であったといえるだろう。しかし、両者の提携は明治三十三年九月まで続いた。この危機を乗り越えた憲政党の対応を論じること、文官任用令改正問題の歴史的な意義を再構築できるのではないかと考える。ただ、伊藤氏が指摘するように星の見解を示す一次史料が発掘されていないことは研究の進展を阻害する一因となっている。星の見解を考察することが、文官任用令改正問題の研究の進展、ひいては第二次山県内閣時代に政権を支えた、憲政党の研究の進展につながると思われる。

本論では以下の点について明らかにする。①文官任用令を巡る憲政党の対応を対応権への対応。②文官任用令改正問題を巡る憲政党首脳部の党内への対応。以上の二点から文官任用令改正問題から山県内閣と憲政党の提携の構造を明らかにする。

党の機関紙である「憲政党党報」、星系の新聞である「日刊人民」の報道や論調から文官任用令への対応を整理する。また「山県有朋関係文書」「伊藤博文関係文書」「伊東巳代治の日記である「翠雨荘日記」から上記で述べた点を明らかにしたい。

一 隈板内閣時代の獵官の実態について

まず、隈板内閣時代の獵官の実態について見ていきたい。隈板内閣における獵官運動についての研究は清水唯一郎氏の「隈板内閣における獵官の実相」¹²⁾が挙げられる。清水氏は隈板内閣におけるの獵官について「政党人の獵官は辞任により空席となった官職を中心に若干の更迭官職を加えた、限定的な範囲で行われた」とし、同内閣での獵官は過度に宣伝されていたと指摘した¹³⁾。ただ、政党人による「獵官運動は盛ん」であったとし、獵官が「党内の不協和音、ひいては崩壊要因」となったと指摘した¹⁴⁾。星亨の側近である利光鶴松は旧憲政党による隈板内閣時代の獵官運動の実態について次のように回想している¹⁵⁾。

憲政党内閣成立ト共ニ獵官運動ハ頗ル猛烈ヲ極メタリ。目的ヲ達シテ喜ブ者、目的ヲ達セズシテ悲ム者、目的ヲ達セントシテ脅迫スル者、党ヲ呪フ者、根気強ク手ヲ替ヘテ運動スル者、実ニ浅マシキ活劇ヲ演出セリ

また、金子堅太郎は山県有朋に対して次のように述べている¹⁶⁾。

去夏内閣更迭後之官吏の情態は、我国官海之前途に大弊害を来し可申と天下之人士何れも憂慮いたし居候処、今回之御英断に而衆人皆安堵可仕候

金子は旧憲政党员が官吏に就いたことについて「大弊害」と否定的な見解を示し、文官任用令改正について「大英断」として歓迎した。

隈板内閣時代の旧憲政党员の獵官運動の一端を示す史料が関東派の鎌田訥郎宛書簡（明治三十二年九月二十五日）である¹⁷⁾。この書簡は自由党系関東派の村野常右衛門が記した書簡である。隈板内閣樹立後、関東派には大臣ポストが与えられないだけでなく、官吏就任も冷遇されていた。そうしたなか村野は旧憲政党员の関東俱樂部が「中央地方ノ官吏に付全孽ヲ淘汰シ根本的ノ革新ヲ断行スルコト」「官吏任用令ヲ全廢スルコト」と決議した伝え、党の内実について次のように述べている。

本年ノ議會ニヨリテハ閣員ト党员トノ衝突ハ免レザルヤモ被存候乍去各地方式名宛ツガ獵官者採用セラレ腰折レニ至ルヤモ難計候干今獵官熱ハ去ラザル有様之候今回地方官二十二名更迭有之趣キ旧自由八名進歩ヨリ四名ノ知事任用トカノ話シニ有之候

一般党员の官吏ポストへの欲求を党中央部が抑えきれない可能性があった。特に冷遇されていた関東派にとつて獵官を実現できなければ、政党内閣を樹立させた意味と期待が薄まってしまっていた。そうした反発が関東俱樂部の「中央地方官吏の淘汰」「文官任用令全廢」とする決議をもたらした。また、村野は「閣員ト党员トノ衝突」の可能性に言及し、党内の混乱を予想した。

こうした事例を挙げると、憲政党が山県内閣と提携を実現させた一方で、獵官を否定したことは無用な党内混乱を回避しようとする意図が働いていたのだろう。隈板内閣時代の段階で政党员である関東派が「官吏任用令ヲ全廢スルコト」と決議していたことは改正前の文官任用令にも不満を持っていたと表している。第二次山県内閣になりその文官任用令が政党人にとつて「改悪」されたことは政権に協力している憲政党员が憤慨することは想像に難くない。

一方で、星は東京市会に進出し、東京市街鉄道問題をクリアすると、星の配下の森久保作蔵は関東派の青年を東京市街鉄道や東京市関係機関への就職させるなど、獵官に代わる対応を見せていた¹⁸⁾。

このように隈板内閣時代には旧憲政党员による獵官が行われていた。こうした事態

に憂慮したのが山県派の官僚たちである。

二 山県有朋周辺からみた文官任用令改正

山県内閣が文官任用令改正を断行した意図や背景について考察したい。伊東巳代治は文官任用令改正過程について次のように述べている。¹⁹⁾

其夜該法令を静読するに余程不経験の属僚執筆で致候ものと相見へ批難すへき指摘するに不暇、内閣及枢府を挙て悉く旨判したるかど存候へば殆ど概歎の至に不堪候。(中略) 首相も十分傾聴せられ候様相見へ候へとも再び属僚に謀られ候得ば此先如何可相成乎懸念の至に不堪候。(中略) 首相も頑迷固陋の属僚に誤られ候様の事再び相生じ候様にては御世話の甲斐も無之故

このように山県派官僚が文官任用令改正を主導した。山県派官僚の平田東助法制局長が中心となり、松平正直内務次官などとともに文官任用令改正を画策した(加藤房蔵編『伯爵平田東助伝』(平田伯伝記編纂事務所、一九二七年)。ただ憲政党は松平が文官任用令改正をしたととらえ、松平の内務次官辞任を山県内閣に要求し、山県内閣はこれに従った。²⁰⁾

隈板内閣時代の獵官について金子堅太郎が「我国官海之前途に大弊害を来し」、利光鶴松が「獵官運動ハ頗ル猛烈ヲ極メタリ」と述べているように、官僚等にとって、文官任用令改正が彼等にとつての政治課題であつたといえよう。

また、伊東は日記に第十三回議會閉会後の山県について次のように記している。²¹⁾

山県侯は議會後頻りに掛冠の意を閣僚に示し松方蔵相等之を諫止いたるか為尚引き続き留任することゝなり余が枢府の班に列したるの後尚次期の議會の爲にも多少努力すへきことを問われ黒田枢密院議長へは山県首相より前年の行懸かりを以て引続き余が(中略)山県侯をして所謂巧成名遂て退く美名を博せしむるまでを以て一段落とし

山県は地租増徴という政治課題を実現させた第十三回議會が閉会すると周囲に辞意を漏らすようになる。山県派の官僚にとつて山県が首相である内に文官任用令改正を実現させる必要に迫られていた状況であつたのだろう。

地租増徴という政治課題をクリアした時点で山県内閣とりわけ山県本人としては憲政党の協力を是が非でも必要とした状況ではなくなった。それが文官任用令改正を強

文官任用令改正を巡る憲政党の対応

行できるという構図があつた。

一方、「旧憲政党分裂」「山県内閣との提携」「支持者への負担増となる地租増徴」などを主導したの憲政党の首脳部は、ここで提携断絶を選択すると、山県内閣に協力しただけで終わってしまい、提携を選択した責任を問われてしまうという苦しい立場にあつた。

そんな中、山県内閣は文官任用令改正問題で憲政党側への懐柔策を講じていた形跡がある。明治三十二年三月二十七日、伊東は伊藤に対し次のように述べている。²²⁾

板垣伯進退之件に付御内話有之候節、(中略)今朝首相邸に往訪仕候折、今後政府部内に多少之釐革を要する為、枢府にも近々重要之議案提出可相成に付、此際顧問官を御請可仕旨懇々示諭相成、既に閣下よりも御推薦被遊候趣拝承仕候故

山県内閣は板垣の枢密院顧問として政権入りさせる構想を描いていた。この工作は三月二十八日に文官任用令が発せられる直前の出来事である。この板垣への顧問官就任は文官任用令改正をめぐる憲政党への懐柔策、もしくは板垣を引き抜き憲政党の勢力を削ぐとする意図があつたのではないだろうか。結果的に板垣は枢密院顧問に就任することはなく、憲政党に留まつた。²³⁾

日刊人民(明治三十二年三月三十一日付)は「任用令発布に就いてと題して、某政治家通の言葉として山県が文官任用令改正に踏み切つた背景について次のように伝えている。

憲政党は今日に於て獵官を望むが如き心事もなく既に前日此際任官の運動をなさざるの決議をさへ成したる程なれば官吏の安全をならしむるが為改正任用令を發布するとも別段の異存も是なかるべし位の考え

また、東京朝日新聞(同年三月三十一日付)は「自由党は既に獵官せずと決議を為」と、憲政党が獵官否定の決議を出していることを伝えている。憲政党が獵官を否定したことで山県周辺は文官任用令改正を実行しても憲政党が反論し難い口実を得ていたのだ。

三 憲政党の対応

文官任用令改正は山県有朋側近の官僚等によつて秘密裏に進められていた。枢密顧問として政府内部と関わりを持っていた伊東巳代治もこの事実を知らされておらず、

三

伊藤博文に文官任用令について「当日まで極秘を保ち」と伝えている。²⁴⁾ 東京朝日新聞(明治三十二年三月三十日付)は文官任用令改正について「自由派の重立つ者にも予め内相談あるを至当す然るに相談なきのみならず曾て一片の通知なき」と報じ、毎日新聞(同年三月三十日付)も「今回の改正に就いて政府が憲政党に一応の相談なかりし」と報じている。

憲政党側は政権側からの文官任用令改正についてなんの打診を受けることなく、当日までその内容を知らせることはなく、山県内閣に完全に出し抜かれた党首脳部は体面を潰された格好となった。

伊東は文官任用令改正についての憲政都内の反応について伊藤に次のように伝えている。²⁵⁾

任用令併分限令等に付いては政海の物議甚しく、殊に自由党中には最も異論喧しく、板垣伯始め総務委員等も非常に激昂致居候。(中略)彼等既に自ら獵官せざるを誓ひ居るにも拘わらず、故らに奇法を設けて官途の門戸を杜絶したるは提携の誠意なきを表明するものなりとの議論を以て絶縁の止むるべからざるを説くもの往々有之、総務委員に於いても弁解の辞なきに相苦しみ候次第

文官任用令改正を通告されていなかった憲政党の混乱している様子がかがえる。山県内閣側の対応に党首脳部も激昂し、党内からは「提携絶縁」の言葉が飛び交うなど、その深刻さが現れている。総務委員が党員に対して「弁解の辞なき」と記されているが、これは総務委員の立場の難しさや山県内閣への今後の対応次第では失脚する可能性をはらんでいることを示している。また伊東は日記に「総務委員等は内閣と政

党の両方の板挟みとなりて困窮の極度に陥り」と記している。²⁶⁾ 三月三十一日には憲政院外団が「政府に文官任用令を取り消させる」「政府が文官任用令取り消し」に応じなければ提携断絶をするとした決議をする。²⁷⁾ この院外団の行決議行動以外は文官任用令改正を巡る表だった山県内閣批判は展開されることなかった。

伊東は憲政党がどのように政府に対応するのかを次のように伊藤に伝えている。²⁸⁾

乍去今日に至り悉く該法令を取消さしむる訳には難参に付實際の適用を重んじ先度御注告相成候位の融通策に止め内々自由党中にも其要領垂教仕置候。先中央部に在りては内閣幹長、次官、警保局長、警視總監位に止め其他地方にも多少の変通の道相設け度此等の簡条を以て更に首相へ交渉する事に取極め、政府に於て厭

迄頑守する所あるときはその時こそ絶縁の極に至るも晩からずとて昨朝引き受け星君への面会種々及内議候処、だいたいに於いて殆んど同一の感を抱き候

伊東は憲政党に対して、文官任用令問題への対応策をアドバイスした。憲政党側としては文官任用令をそのまま受け入れることは黨員の不満を抑えきることができない状況であったことは想像に難くない。しかし、勅令で出してしまったものを全廃することは困難であり、文官任用令の修正協議を求める事のみが憲政党にとつての対応策だった。

この伊東―星の会談が行われた三月三十日の翌日の日刊人民(明治三十二年三月三十一日付)は文官任用令と政権について「如何にして提携の意を实にせんとする乎」と題した社説を掲載した。

現内閣と自由党の提携成るや、山県首相が各大臣を率い、自由党と其官邸に会盟し、公々然宣言して(中略)首相が更に語を継ぎて

政見を同じくして共に国運の進張を謀る、固より一時の苟合を以て目的を達すべきに非ず。有朋不敬唯至誠邁往百難を排して同志の士と帝国唯一の進路に提携伴行するあるのみ

と断言したるも、柄焉として天下に明らかなる事実也。(中略)十三議会は無事に終了したり。山県内閣是より大いに憲政発達の道を講じ、以て所謂至誠邁往の誓約を实にせざるべからざる也。知らず山県内閣は如何にして提携当初の精神を負かざらんとする乎(中略)又山県内閣の文官任用令を定むる。其名は則ち美と雖、其実は却て憲政発達の障碍となるべき恐れありとは天下の共に認むる所にあらずや。其果して憲政発達の障碍を予期したるや否やは暫く問はずとするも、其結果にして若し此くの如き恐れあらば、吾人は断じて山県内閣の不注意を看過する能わざる也。吾人は自由党の爲めに之を咎む、区々たる小刀細工は固より以て大勢を奈何とする能わざるのみならず、徒に大事を誤る過ぎざることを知らずや。山県内閣たるもの十二分に猛省する所なかるべからざる也

このように日刊人民は山県内閣と憲政党の提携当初の誓約に言及し、それを履行するように求めた。さらに両者の提携という視点から文官任用令改正問題に初めて言及し、文官任用令改正を「山県内閣の不注意」として批判した。ただ、社説には「提携断絶」に言及することはなく山県内閣に猛省を促すだけであった。

また同日の日刊人民には文官任用令改正を巡る山県の対応について次のように報じ

ている。

某政治通の語るところによれば此の任用令の発布に就いては山県首相は極めて之を淡泊に考え憲政党は今日敢えて獵官を望むが如き心事もなく既に前日此際任官の運動をなさざるの決議をさへなしたる程なれば官吏の地位を安全ならしむが為め改正任用令を發布するとも別段の依存を是なかるべし位の考えを以て御裁下を請たるものなるべし然れども其配下なる属僚の内には首相の考が此の如く淡泊なるに乗じて自己現在の地位を是非とも永遠に安固ならしめ政党の人士として永く吾が地位を窺ふが如きことなからしめんと躍起となりて運動をなしたるものありしは祝ふべからざるの事実なり夫にしても山県首相が予め之を憲政党の領袖にも謀らずして咄嗟の間に其の発布なしたるは其平素にも似合わざる不注意千万なる事なりしと伝へり

日刊人民は「某政治通」の話として、山県の改正文官任用令に対する姿勢を取り上げた。この記事の内容はあくまでも山県は文官任用令に対して淡泊で、山県の文官任用令に対する淡泊さに乗じた山県配下の官僚が地位保全の為に改正を画策したと、官僚を集中的に批判した。山県については不注意であったとする批判のみで強烈な批判を展開することはなかった。

前日の伊東―星会談では政権への対応策が決められており、「提携継続」を基本線とした方策を講じることを決めていたことが、「提携断絶」を言及しなかつた日刊人民の記事からもかがえる。

一方で日刊人民（同年四月一日付）は「星、松田の両氏伊候を訪ふ」と題し、星が三月三十日、そして松田が三月三十一日にそれぞれ伊藤博文と会談したとし「其談せし所果たして何事か」と報じ、文官任用令改正問題について山県内閣を牽制とも受け取れる記事を掲載した。

また日刊人民は同日「任用令に対する星氏の意見」と題して文官任用令改正問題に関する星の見解を掲載した。これまで、日刊人民では文官任用令問題については山県内閣の不注意、改正案の立案者の官僚、改正案の中身などを批判してきたが、憲政党首脳部の見解が表明されたといえる記事である。

官吏任用令改正に関し星亨氏の語る所によれば改正に就いては予め意見を問われたる事なく之を聞きたるは去る廿七日の夜にして其時は既に官報局に回送後にして僅かに草案に依りて知り得たるのみ政府の当局者の外は何人も知りたるものは

文官任用令改正を巡る憲政党の対応

なく伊東巳代治氏の如きも僅かに余より数時間前に知たりりと云ふ位なり而してこの案に対する一つの考えを云えば政府が此改正案を發布したるは商鞅が法を作りて法を制せられしと同様自ら困難の地位に頗る火を見るより明らかなり既に司法官の改革に於いては十分なる経験非ずや山県内閣は行政整理に於いて十分の責任あるものなるに係わらず此の如き規則に制せらるゝをせば遂に老朽者を擁護するの外何ら成績をも挙ぐる能はざらんと云々

星は文官任用令改正について何も通知されずにいたとし、憲政党は同令改正について関与せずにいたとし、文官任用令改正と山県内閣に対して批判した。しかし、その批判は軽いもので提携断絶に言及することがなかつた。このように星は自身が関与する日刊人民を利用して、憲政党が山県内閣と提携継続の意思を党内外に示した。

憲政党では三月二十五日に議会の第十三回帝国議会閉会に併せて、四月三日から党幹部クラスの全国遊説を決定していた。⁽²⁹⁾

憲政党党報第十号によると、四月三日より板垣退助は四国、九州、東北へ、片岡健吉は東海、近畿、四国、江原素六は東海四月六日より星は東北で遊説を行った。⁽³⁰⁾ また日刊人民（四月五日付）は四月三日に、星が栃木で「第十三回議会の報告を兼ねて演説会を開き」と地方遊説を伝えている。

『憲政党党報』十号（以下『党報』）には山県内閣と憲政党の提携当初について「官職を獵るが如き卑心を挟まず」と獵官を否定したことを再確認する記事を掲載した。また同号で文官任用令問題に言及した記事は以下のようにある。

◎ 苟合の提携に非ず

反对政党は常に中傷の策を施し吾が党と現内閣を離間せんと欲し今や文官任用令の更改を以て提携破裂の導火たるが如く声言せり、我党と現内閣とは一時の苟合に非ず、我党の本領に於て歴史に於て現内閣は我党と志を同しくし事を偕にすべきを信し、我党も現内閣が我党の政権を容れ我党の賛助に依ることを表明したるに依り相提携して共に百難万難を排し帝国百年の大計大策を定めんことを天下に宣明せり、豈に一朝一夕の故を以て卒に其の去就を決定せん

第十号が発行されたのは四月二十日のことで、文官任用令問題の決着していたこともあり、文官任用令問題について大きく取り上げる事は無かつた。また党報十号では、憲政党が文官任用令改正の首謀者として捉えていた松平正直が「我党に不利なるの運動」を為し、内務次官を辞任したと掲載した。⁽³¹⁾

五

また、『党報』十号には党有力者による四月三日以降の遊説について約十三頁を割いて報じているが、十三議会での地租増徴についてなどの憲政党の対応についての演説などが中心に行われており、これらの遊説で文官任用令について取り上げられたとは書かれていない³³⁾。地方遊説で文官任用令について取り上げなかったことは、その対応に苦慮している点や問題解決に向け交渉段階であるために、無用な発言を控えた為ではないだろうか。『党報』は月二回の発行（毎月八日と二十日）である。文官任用令改正問題が浮上した三月二十八日の直後の『党報』九号（四月八日発行）は「十三議会報告書」する予定だったために、通常号とは異なる体裁がとられていた。そのため文官任用令問題に言及する記事がなかった。文官引用問題が交渉段階という微妙な時期に機関紙で文官任用令問題について言及する機会が無かったことは憲政党にとって都合がよかつただろう。

一方で憲政党と対立関係にあつた大隈重信率いる憲政本党（進歩党系）の機関紙である『憲政本党党報』には改正文官任用令について多くの紙面を割いている。『憲政本党党報』九号には「文官任用令に関する世論」と題し『日本』『東京日々新聞』『読売新聞』『東京朝日新聞』『国民新聞』『中央新聞』『萬朝報』『人民』『内外商業新報』の論調を紹介した。また、同号で「三令発布と山県内閣」と題し文官任用令の改正過程を記し、星が歳費増加の交渉中に於いて、「獺官禁止の言質を捕らえられたるは事実」³⁴⁾、改正文官任用令は憲政党にとって「腰前と野望とを看破せる」とし、憲政党を批判した。「山県内閣と自由党」と題して「山県内閣に利用の野心ありて」として改正文官任用令はその事例であり、自由党は裏切られ、党内には政府に対する批判が多くあり、「頭角株はソレ／＼各部に分隸して地方遊説に派遣」したと、党内の状況を記した³⁵⁾。九号では改正文官任用令について計四頁分を使用した。

また『憲政本党党報』十号には前号と同様に改正文官任用令を巡る『日本』『読売新聞』『東京日日新聞』の論調を紹介した³⁶⁾。また「文官任用令余波（自由党の狼狽山県内閣の動揺）」と題して改正文官任用令による自由党と山県内閣の混乱ぶりを伝えた³⁷⁾。十号では改正文官任用令について計四頁半分を使用した

星の政治目標は政党内閣樹立といえよう。山県内閣との提携はそのための準備段階であり、憲政党が与党として政権に協力することがそれを実現させる方策であつたのだろう。当時の議会制度では天皇、元老らとのパイプがなければ政党内閣を樹立することは困難であり、山県内閣との提携で実績を残すことが必要であつた。

また、選挙法改正で議員を増員することにより憲政党の議員、または関東派の議員を増やすことが政党内閣樹立を目指す上で重要であつた。

おわりに

隈板内閣瓦解により旧憲政党は自由党系と進歩党系が分裂することになる。このとき自由党系が土佐派、関東派、九州派の対立が発生することなく政党として一致した政治行動がとれたことが第二次山県内閣との提携に繋つたといえよう。憲政党が山県内閣と提携し、憲政黨員による獺官運動が展開された場合、党内対立の火だねとなる可能性は高かつた。そこで星ら総務委員は獺官運動の否定し黨員同士を争いを回避しようとしたのだろう。

隈板内閣、旧憲政党の失敗を活かして憲政党の単独政権を樹立することが目標であり、第二次山県内閣との提携はそれに向けての準備期間だつたといえよう。また、星自身にとっては自信の権力基盤を盤石にするための期間であり、それを構築ことで党内における自信の発言権、あるいは党内運営の主導権を担保する重要な期間であつた。星にとつて重要な時期である中で文官任用令改正は求心力低下を招く事態だつた。

それは星だけにとどまらず、憲政党の有力者らにとつても同様のことが指摘できる。憲政党としては支持者の負担となる地租増徴成立に向け山県内閣に協力したのにもかかわらず、政党に不利な文官任用令に改正されてしまつては、黨員の反発を抑えることは困難であつた。黨員の反発を抑え、政権との提携を維持しなくては求心力低下を招くことは明らかで、文官任用令改正に反対しつつも、提携断絶は現実的な選択肢ではなかつた。ただ、文官任用令改正の中身を批判するという一応のポーズはとつた。山県が政権を放棄しようとしたため、山県配下の官僚には危機感が芽生えていたはずである。後継内閣は伊藤になる可能性が高く、伊藤新党が実現すると憲政党が合流することはある程度予想できたはずである。それにより伊藤新党あるいは元憲政黨員による獺官運動が展開されるという事態を回避するために、山県、あるいはその配下の官僚たちにとっては文官任用令を改正し、官僚制を整備する必要があると迫られていたのだろう。

文官任用令改正を原因とした党内対立が見られることはなかつた。憲政党は提携断絶への動きは見せずに、憲政党党報や日刊人民では政権への直接的な批判することは

なく、批判の矛先は文官任用令を改正した山県派官僚に向けた。この手法をとること
で、党内外に山県内閣との提携継続の意思を示した。

憲政党の有力者らは文官任用令改正直後の四月には全国の支持者へ遊説するも地租
増徴問題、選挙法改正問題などを党員に説明することに終始した。

旧憲政党分裂して四ヶ月しかしていない憲政党が山県内閣との提携断絶は執行部の
求心力低下を招くなど党内不安を抱えた一方で、地租増徴という政治課題をクリアし
た山県は政権を維持する強い意志を持ち合わせていなかった。文官任用令改正が強行
された背景には、政権維持を望まない山県にとって憲政党との提携断絶に至ってもダ
メージは少なかったこともあるだろう。また、山県系の官僚にとっては政権維持に固
執しない首領である山県が首相であるうちに、文官任用令改正を実現する必要に迫ら
れていたことも起因する。

「提携を維持しなくてはならない憲政党」「政権維持に固執しない山県有朋」「政
党内閣に備える官僚」こうした構図が文官任用令改正を後押ししたといえるだろう。文
官任用令改正を許した憲政党にとって山県内閣との提携は常に不利な状況であったこ
とを示している。

註

- (1) 升味準之輔著『日本政党史論第二巻』(東京大学出版会一九六三年)、坂野潤治著『明
治憲法体制の確立』(東京大学出版会一九七一年)(伊藤之雄「日清戦後の自由党
の改革と星亨」(『名古屋大学文学部研究論集史学三九』一九九三年))
- (2) 有泉貞夫著『明治政治史の基礎過程——地方政治状況史論』(吉川弘文館
一九八〇年)
- (3) 日清戦争後、東京市に鉄道敷設を出願する者が相次いでいた。そんな中星亨は明
治三十二年に地主派、三井派、兩宮派などの有力者と合同で東京市街鉄道敷設を
目論んだ。しかし、憲政党の首領である板垣退助は内務大臣時代(明治一九年)
に東京市街鉄道は市有とする決定を下していた。それが原因となり憲政党内で星
に対する批判が強まり、板垣と土佐派と星の関東派の対立が深刻化した。拙著『憲
政党内における東京市街鉄道問題——星亨の動向を中心に——』(『大正大学大学
院研究論集第三十六号』二〇一二年)
- (4) 明治三十二年横浜の海面埋立事業の権利をめぐり、憲政党内の各派閥が対立した。

文官任用令改正を巡る憲政党の対応

星は土佐派などから批判を受け深刻な党内問題へと発展した。吉良芳江著「横浜
埋立事件の一考察——都市の利権と政党」(日本女子大学『史艸』四五(二〇〇四年))

(5) 升味準之輔著『日本政党史論第二巻』、坂野潤治著『明治憲法体制の確立』

(6) 憲政党『憲政党党報』十号五九八頁

(7) (由井正臣著「文官任用令改正問題と枢密院」(『早稲田大学大学院文学研究科紀
要二十八』一九八二年) 前田英昭「大隈侯と文官任用令」(駒澤大学『法学論集
六十』二〇〇〇年))

(8) 清水唯一朗著「文官任用令制定の政治過程——政官関係の制度的序説」(慶
應義塾大学大学院法学研究科内「法学政治学論究」刊行会『法学政治学論究
五十九』二〇〇三年)

(9) 半田英俊著「明治期における行政優位の統治システムに関する一考察——明治
三十二年文官任用令の改正を事例として——」(日本法政学会『法政論叢三十八』
二〇〇一年)

(10) (伊藤之雄著『立憲国家と日露戦争——外交と内政 1898～1905』(木鐸社
二〇〇〇年))

(11) 伊藤之雄著『立憲国家と日露戦争——外交と内政 1898～1905』三九～四十頁)

(12) 清水唯一朗著「隈板内閣における獵官の実相」(吉川弘文館『日本歴史六七四』
二〇〇七年四月)

(13) 清水唯一朗著「隈板内閣における獵官の実相」五五頁

(14) 清水唯一朗著「隈板内閣における獵官の実相」六六頁

(15) 利光鶴松著『利光鶴松翁手記』(一九七九年、大空社)三三九～三四一頁

(16) 尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書 二』(山川出版社、
二〇〇六年) 十六頁)

(17) 町田市立自由民権資料館著『武相自由民権史料集 三』(町田市教育委員会、
二〇〇七年) 二九頁)

(18) 町田市立自由民権資料館著『自由民権資料集 三』六一頁

(19) (伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 二』(塙書房、一九七四年)
三九〇頁)

(20) 東京朝日新聞(明治三十二年四月五日付) 同紙(同年同月六日付)

(21) 伊東巳代治著『伊東巳代治日記・記録』未刊翠雨荘日(ゆまに書房、一九九九年)

五〇六～五〇七頁)

- (22) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 二』(塙書房、一九七四年) 三八九頁)
- (23) 日刊人民(明治三十二年四月二日付)「枢密院にはいれと云う話のあるべき筈も無いじゃ無いか、又有つた所がはいれる訳じゃ無いと」板垣のコメントを掲載した
- (24) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 二』(塙書房、一九七四年) 三九〇頁)
- (25) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 二』(塙書房、一九七四年) 三九〇頁)
- (26) 伊東巳代治著『伊東巳代治日記・記録・未刊翠雨荘日』(ゆまに書房、一九九九年) 五五二～五五三頁)
- (27) 東京朝日新聞(明治三十二年四月二日付)
- (28) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 二』(塙書房、一九七四年) 三九〇頁)
- (29) 憲政党『憲政党党報』第十号五九八頁)
- (30) 憲政党『憲政党党報』第十号五九九頁)
- (31) 憲政党『憲政党党報』第十号六一五頁)
- (32) 憲政党『憲政党党報』第十号六一五頁)
- (33) 憲政党『憲政党党報』第十号五九九～六〇九頁)
- (34) 憲政本党『憲政本党党報』九号五十二～五十三頁)
- (35) 憲政本党『憲政本党党報』九号五十七～五十八頁)
- (36) 憲政本党『憲政本党党報』九号五十八～五十九頁)
- (37) 憲政本党『憲政本党党報』十号三十八～三十九頁)
- (38) 憲政本党『憲政本党党報』十号四十八～四十九頁)